

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）（抄）

平成17年 3月25日閣議決定

措置事項

1 市場化テスト（官民競争入札制度）関係

イ 市場化テストのモデル事業

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|----------------------------|---|-----------|--------|--------|-----------------------------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| モデル事業の適切な実施 （内閣府及び関係府省） | <p>構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、「市場化テストに関するガイドライン」（前掲「平成16年度重点計画事項」中「1 民間開放推進の横断的手法としての『市場化テスト（官民競争入札制度）』」の「1 『市場化テスト』に関するガイドライン」に規定するものをいう。）を踏まえつつ、「市場化テスト（官民競争入札制度）」の本格的導入に向け、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討する。</p> <p>また、3分野8事業23箇所のモデル事業を、平成17年度において試行的に実施する。</p> <p>なお、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて民間からの提案を募集した結果、75の主体から119の提案が寄せられた。その際提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。</p> | 重点・市場2 | | 措置 | |
| | <p>その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深め</p> | | 重点・市場2 | | 措置 なお、試験調査については、平成17年度早期 |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|-----|---------------------------|-----------|--------|----------------------------------|--------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| | るため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。 | | | に所要の検討を了し、必要な場合には、平成18年度予算要求を措置。 | |

8 教育・研究関係

Ⅰ 研究開発等

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|----------------------------|---|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 統計業務の民間開放推進 (総務省及び関係府省) | a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。 | 重点・官業1(3) | | 逐次実施 | |
| | b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進する。 | | | 逐次実施 | |